

第9章 その他の留意点

1 観光客等の避難対策

観光客等の避難対策は次の点に留意し、実施するものとする。

(1) 情報伝達

市は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等のあらゆる伝達手段により津波情報等の伝達を行う。また、訪日外国人観光客等に対する避難対策として、多言語化による情報発信を検討する。

みちのく潮風トレイル八戸ルート（蕪島～階上町境）の管理・運営組織や館鼻岸壁で開催される朝市・花火大会の主催者、白浜・蕪島海水浴場の管理・運営組織、八戸港を利用して運航する釣り船・遊覧船事業者、並びに津波浸水想定区域に所在する観光・宿泊施設の管理者（以下「観光関係事業者等」という。）は、観光客等への情報伝達手段を整えておくとともに、津波警報等が発表された場合には、放送設備や拡声器などで観光客等へ避難を呼び掛けるものとする。なお、海水浴場で遊泳中の方は波音や風でサイレン等の音が聞き取りにくいいため、海水浴場の管理者は放送設備等で避難を呼び掛けるほか、津波フラッグを用いて視覚的に情報を知らせるものとする。

(2) 観光関係事業者等の避難対策

観光関係事業者等にあつては、原則として、その利用者や従業員等を避難させる必要がある。基本的には津波浸水想定区域の外へ避難誘導するものとし、津波からの避難が間に合わないような場合は、津波一時避難場所・津波避難ビルに避難誘導する。なお、観光関係事業者等は、観光客等の避難方法や避難場所等を定めた避難計画を作成し、情報伝達訓練を含む津波避難訓練の実施に努めるものとし、市は、これに対して必要な助言等を行うものとする。

(3) イベント開催時の避難対策

イベントの際には多数の来場者が見込まれるため、観光関係事業者等は、あらかじめ情報の伝達方法、避難経路、避難誘導方法等を定めておくものとする。

市は、情報伝達や避難誘導について十分な対策を実施するよう主催者に対して要請するほか、関係機関と連携して混乱発生の防止に努める。

(4) 津波避難場所・避難誘導標識等の設置

観光客等、地理に不案内な来訪者等への津波対策として、市及び防災関係機関、観光関係事業者等は、避難誘導標識や津波避難場所等を示した案内看板等の設置に努める。その際、多言語による表記についても配慮する。

(5) 津波警戒の周知徹底

市及び防災関係機関、観光関係事業者等は、チラシや看板等あらゆる手段を活用し、次の事項について広報・周知を図る。特に、海水浴シーズン、観光シーズンにおいては、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性等についての啓発を実施する。

- ① 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
- ② 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネットなどを通じて入手する。
- ③ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
- ④ 津波注意報でも、海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れる。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除までは気を緩めずに上記①から④の措置をとる。

2 要配慮者の避難対策

要配慮者とは、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者など、災害時において特に配慮が必要な者をいい、要配慮者の避難対策は次の点に留意する必要がある。

要配慮者の例	必要とする支援
視聴覚障がい者、外国人、子ども等	情報面 ⇒情報を入手するための支援
視聴覚障がい者、心身障がい者、高齢者、傷病者、妊婦、乳幼児等	行動面 ⇒避難行動をとるための支援
観光客、外国人、一時滞在者等	地理情報に不案内 ⇒地理情報を入手するための支援

(1) 情報を入手するための支援

情報の入手が難しい方々に対しては、それぞれの特性に合わせた情報伝達手段が必要である。対象者ごとの対策は次のとおりである。

対象者	対策等
視聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者に対しては、緊急警報受信機能付き地上デジタル放送対応ラジオ(日常生活用具)に関する購入補助の周知を行う。 ・聴覚障がい者に対しては、インターネットFAX^{※1}及び「ほっとスルメール」への登録を促す。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人に対しては、外国人住民用「ほっとスルメール」の登録を促す。 ・訪日外国人旅行者に対しては、外国人旅行者向け災害情報提供アプリ「Safety tips^{※2}」等を観光案内所等で周知する。 ・その他、英語・中国語・韓国語・やさしい日本語で作成した「外国人のための防災ガイドブック」を配布・周知する。
子ども等	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等を通じて伝達に努める。

※1：FAX回線を必要とせず、インターネットを通じて一斉配信するサービス。市は当該サービスを使用して登録者に避難情報等を配信している。

※2：観光庁監修の災害情報提供アプリで、国内における緊急地震速報、津波警報、気象特別警報等をプッシュ型で通知できるほか、避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供している。言語は14か国語15言語（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、日本語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語）に対応している。

<災害時に便利なアプリとWEBサイト（多言語）>

（電子ファイル：<https://www.bousai.go.jp/kokusai/web/index.html>）



<外国人のための減災のポイント（やさしい日本語及び多言語 QR コード）>
 （電子ファイル：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/gensai/index.html>）



(2) 避難行動をとるための支援

市は、日頃から自主防災組織や地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等と連携を図り、災害時における要配慮者の避難支援体制の構築に努める。

なお、要配慮者の中でも特に自力で避難することが困難な高齢者又は避難に時間を要する要介護者、障がい者等の避難行動要支援者（災害時要援護者）の避難対策は次のとおりとする。

<避難行動要支援者（災害時要援護者）対策>

市は、災害発生時における避難行動要支援者（災害時要援護者）の避難支援を適切に行うため、「八戸市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、平時から避難行動要支援者（災害時要援護者）の情報を把握するとともに、地域における多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者（災害時要援護者）を地域で支援していく体制を構築する。また、より具体的で一人ひとりの実態に沿った支援となるよう、個別避難支援プランの作成を進めていく。

(3) 地理情報を入手するための支援

観光客等、地理に不案内な来訪者等への津波対策として、市及び防災関係機関、観光関係事業者等は、避難誘導標識や津波避難場所等を示した案内看板等の設置に努める。その際、多言語による表記についても配慮する。

3 社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者の避難対策

社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、平時から市、防災関係機関、福祉関係者、近隣住民等との連携を密にし、災害時における施設利用者の避難誘導體制の整備を進める。

なお、青森県が津波災害警戒区域を指定した場合、警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制及び情報の収集・伝達に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の成果について市長に報告するものとする。

4 「後発巨大地震への注意を促す情報」が発表された場合の対応

中央防災会議「防災対策実行会議」の下に設置された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」は、令和4年3月22日に、日本海溝・千島海溝沿いで想定される巨大地震対策について、報告書を公表した。

この報告書によると、日本海溝・千島海溝沿いでマグニチュード7クラスの地震が発生した場合には、より大きな後発する巨大地震への備えを住民に注意喚起する必要があるとしている。

これは、マグニチュード9.0を記録した平成23年の東北地方太平洋沖地震の2日前にマグニチュード7.3の先発地震が発生したことや、マグニチュード8.5を記録した昭和38年の択捉島南東沖地震の18時間前にマグニチュード7.0の先発地震が発生したことなどを踏まえたものである。

ただし、実際に巨大地震につながるのは100回に1回程度と頻度が低いことから、平時に比べるとマグニチュード8.0以上の地震発生の可能性は相対的に高まっているものの、後発の巨大地震が必ず発生するわけではないこと、また、日本海溝・千島海溝沿いでは、マグニチュード7.0以上の地震の発生頻度が比較的高いため、上記の基準に従うと概ね2年に1回の頻度で情報が発信されると想定されるものの、一人でも多くの「人命を救う」ための情報発信であること、などをしっかりと周知する必要があることについても言及している。

以上を踏まえ、今後、後発巨大地震への注意を促す情報について、運用が開始された場合の対応は次のとおりとする。

- (1) 市は、気象庁から「後発巨大地震への注意を促す情報」が発表されたときは、市民に対し、続いて発生しうる巨大地震への注意の呼びかけを行うものとする。
- (2) 市は、「後発巨大地震への注意を促す情報」について、国や県、防災関係機関等と連携を図りながら、平時より周知を行うものとする。その際、後発巨大地震注意情報は巨大地震の予知情報ではなく、通常よりも発生可能性が高まっていることの注意を促す情報であり、情報が出た場合には、慌てることなく、地震の備えを再確認するなどの留意事項について正しく周知を図るものとする。
- (3) 市民は、気象庁から「後発巨大地震への注意を促す情報」が発表された時は、日常生活をしながらも、巨大地震が発生した場合に備え、迅速に避難するための準備を整えるものとする。

<準備の例>

- ①揺れや地震に備える（家具の固定、避難場所等の確認等）
- ②迅速な避難に備える（非常持出品の用意など直ぐに避難できる準備等）
- ③避難生活に備える（水・食料等の用意、連絡手段の確認等）